

社援地発 0908 第 2 号
令和 3 年 9 月 8 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
(公 印 省 略)

「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」の
一部改正について

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づき、福祉事務所設置自治体等が行う自立相談支援事業等の運営に当たって必要な基本的事項をそれぞれ手引きとしてとりまとめ、「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」の一部改正について」（令和 2 年 12 月 28 日社援地発 1228 第 2 号）として、発出しているところですが、令和 3 年 9 月 21 日より、ハローワークの求職登録をオンラインで行うことが可能になり、オンラインで求職登録を行った場合、求職番号は発行（求職者自身がオンライン上で開設した求職者マイページから確認可能）されますが、紙の求職受付票（ハローワーク受付票）は発行されないため、今般、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの改訂について」（令和 3 年 9 月 8 日社援発 0908 第 24 号）が改訂され、今後、住居確保給付金の申請時に提出書類としていた求職受付票（ハローワーク受付票）の写しについては、求職登録がオンラインか否かにかかわらず提出を求めず、申請時に求職番号を記載する運用に変更されました。これを踏まえ、「2. 住居確保給付金の支給に係る事務の手引き（別添 2）」を別添のとおり改訂し、令和 3 年 9 月 21 日から適用することとしたので、通知します。

つきましては、改正の内容は下記のとおりですので、御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、対応に遺漏のないようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

(別紙)

2. 住居確保給付金の支給に係る事務の手引き

※ 変更のない以下の手引きについては添付を省略

1. 自立相談支援事業の手引き
3. 就労準備支援事業の手引き
4. 一時生活支援事業の手引き
5. 家計改善支援事業の手引き

記

住居確保給付金の支給に係る事務の手引きの一部について、次のように改正する。

- ・Ⅲの2. 中、「自立相談支援機関は申請者に対し、求職受付票（ハローワークカード）の写しの提出を指示する。申請者が求職の申し込みを行っていない場合は、担当公共職業安定所への求職の申込を行った上で、求職受付票（ハローワークカード）の写しを提出するよう指示する。【追加提出資料①】を「自立相談支援機関は申請者に対し、求職番号の記載を指示する。申請者が求職の申し込みを行っていない場合は、担当公共職業安定所への求職の申込を行った上で、求職番号を記載するよう指示する。【様式1-1A】」に改める。
- ・Ⅲの2. 中、「この際、申請者の聞き取り内容や、求職受付票が有効か不明な場合、」を「この際、申請者の聞き取り内容や、求職番号が有効か不明な場合、」に改める。